

令和2年10月5日

組 合 員 各 位

横浜市管工事協同組合

組合福利厚生事業のご案内

拝啓 初秋の候、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素より組合事業に種々ご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、組合員福利厚生事業の一環として毎年日帰りバス旅行を企画してまいりましたが、新型コロナウイルス感染症拡大により、今年3月に日本旅行にて企画して頂きました、日帰りバス旅行は残念ながら中止とさせて頂きました。

今年度(令和2年度)は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の為に、組合員団体での日帰りバス旅行の開催を中止致しまして、組合員個々で旅行会社日本旅行神奈川法人営業部の組合員専用申込「Go To トラベルキャンペーン」利用の旅行にたいして補助する制度を企画いたしました。

「Go To トラベルキャンペーン」利用者への 組合補助金のご案内

新型コロナウイルス感染症の経済対策として、政府が実施する国内旅行の需要喚起キャンペーン「Go To トラベルキャンペーン」を利用し下記の条件に沿った内容で旅行されました組合員に補助金を拠出致しますので皆様のご利用をお待ちしております。

記

1.実施日（対象日） 令和2年10月1日（木）～令和3年1月31日
（予定）

2.補助回数 1回（日帰り・宿泊問わず1旅行に対して）

※旅行会社日本旅行神奈川法人営業部の組合員専用窓口での「Go To トラベルキャンペーン」は、何度でも申込みは可能ですが、組合からの補助金は1回限りとなります。

3.補助金額 旅行者1名につき 6,000円
（補助上限5名分まで補助致します。上限金額30,000円）

▼補助回数、補助上限人数についての補足

①補助回数 1社につき5名まで（日帰り・宿泊問わず）

※旅行会社日本旅行神奈川法人営業部の組合員専用窓口での「Go To トラベルキャンペーン」は、何度でも申込みは可能ですが、組合からの補助金は1回限りとなります。

②補助金額 旅行者1名につき 6,000円
（補助上限5名分まで補助致します。上限金額30,000円）

社内で、別日に人数を分けての旅行も可能です。

補助金対象については1名様につき1回までですので、
ご注意ください。

お申込みの際はなるべくご一緒にさせていただきよう
ご協力をお願いいたします。

例)

10/1 付 北海道 3名旅行	5名分補助対象
12/1 付 京都 2名旅行	
1/1 付 広島 2名旅行	2名分補助対象外

4.ご利用条件

- ①横浜市管工事協同組合に加入している組合員が対象（従業員、その家族も対象）です。
- ②旅行会社㈱日本旅行神奈川法人営業部の組合員専用窓口（電話・メール・HP）でお申込みをしてください。（別紙参照）
- ③電話・メールでのお申込みの際は「横浜市管工事協同組合・組合名」を必ずお伝えください。

5.補助時期 旅行終了後に組合より補助金をお支払い致します。

6.注意事項

- ①お申込み、旅行のご相談、県・市等の他補助の詳細については、別紙㈱日本旅行神奈川法人営業部横浜市管工事協同組合員専用ダイヤル又は専用メールへご連絡ください。
※組合事務局では、ご回答できませんのでご容赦ください。
- ②旅行時については、政府が推奨しております「新しい生活様式」に沿った行動をお願いいたします。
- ③体調がすぐれない方は、ご参加をお控えいただきますようお願いいたします。
- ④拠出金の振込先については、組合員会社口座とさせていただきます。（個人名義口座にはお振込みできません）
- ⑤「Go To トラベルキャンペーン」早期終了や延長等による、組合補助金拠出の変更事項が御座いましたら再度通知致します。